

## 平成 28 年度 第 5 回理事会（書面決議） 議事録

提 案 者： 金 原 昇

理事会の決議があったものとみなされた事項：

議案：

平成 28 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書）につきまして、同年 6 月 11 日の理事会では明確に決議を得ませんでした。

理事会として当該決算に対する決議を明らかにするため、改めてご提案する次第です。

理事会の決議があったものとみなされた日： 平成 28 年 7 月 15 日

議事録作成者： 長 野 修 士

以上のおり、定款第 36 条 3 項の定めにより、理事・監事全員の同意が得られ理事会の決議があったものとみなされたため、議事録を作成し、提案者及び議事録作成者が署名し押印をする。

平成 28 年 7 月 15 日

提案者：  

議事録作成者：  

# 決 算 報 告 書

平成28年 1月 1日から

平成28年 3月 31日まで

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1

一般社団法人 全日本テコンドー協会



科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	7,155,214	11,464,614	△ 4,309,400
人 事 費	4,691,082	7,191,196	△ 2,500,114
事 務 費	2,464,132	4,273,418	△ 1,809,286
為 替 差 損	-	35,659	△ 35,659
貸 倒 引 当 金 繰 入	150,000	-	150,000
経常費用計	33,057,647	54,211,006	△ 21,153,359
評価損益等調整前当期経常増減額	11,480,449	21,472,379	△ 9,991,930
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	11,480,449	21,472,379	△ 9,991,930
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	11,480,449	21,472,379	△ 9,991,930
法人 税 等	17,500	66,795	△ 49,295
当期一般正味財産増減額	11,462,949	21,405,584	△ 9,942,635
一般正味財産期首残高	△ 21,109,235	△ 42,514,819	21,405,584
一般正味財産期末残高	△ 9,646,286	△ 21,109,235	11,462,949
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	-	△ 20,000,000	20,000,000
当期指定正味財産増減額	-	△ 20,000,000	20,000,000
指定正味財産期首残高	-	20,000,000	△ 20,000,000
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	△ 9,646,286	△ 21,109,235	11,462,949

## 附属明細書

### 1. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	540,000	150,000	0	0	690,000

以上

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- ・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

- ・貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 6 月 8 日

一般社団法人全日本テコンドー協会  
会長 金原 昇 殿

公認会計士立元顕事務所  
公認会計士 立元 顕



私は、一般社団法人全日本テコンドー協会の平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの貸借対照表及び損益計算書(公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。)並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記(以下「財務諸表等」という。)について監査を行った。

### 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

一般社団法人全日本テコンドー協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

一般社団法人全日本テコンドー協会  
会 長 金 原 昇 殿

平成 28 年 6 月 10 日

監 査 人 北 根 康 志 

私は、当協会の平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を観覧し、事業及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上



# 監査報告書

一般社団法人全日本テコンドー協会  
会長 金原 昇 殿

平成 28 年 6 月 10 日

監事 根本 健 三 郎



私は、当協会の平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他会議に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を観覧し、事業及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上